

## 会 議 録

会議名	令和3年度 第1回 垂井町地域公共交通会議
日 時	令和3年6月25日(金) 9:56~10:25
場 所	垂井町役場2階 2A会議室
出席者	委員総数15名中、14名(うち代理4名) 事務局3名
次 第	1 会長あいさつ 2 議事 (1) 活性化法法定協議会の設置について (2) 令和4年度生活交通確保維持改善計画について (3) 自家用有償旅客運送の変更登録申請について (4) 6か月定期券制度の導入について 3 報告事項 (1) 活性化法法定地域公共交通計画の策定について 4 その他
議事要旨	<p><b>【事務局長】</b></p> <p>ただいまから、第1回垂井町地域公共交通会議をはじめさせていただきます。</p> <p>私は、本日の会議の進行をさせていただきます企画調整課の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次第に入ります前に、皆様には委員名簿と席次表を配布させていただいております。これを持ちまして、委員の皆様のご紹介とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、略式ではございますが、委嘱状をお席の方に置かせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、はじめに、本会議の会長であります片岡副町長が、ごあいさつを申し上げます。</p> <p><b>【片岡会長】</b></p> <p>昨年来、続いております新型コロナウイルスでございますが、第4波の方もようやく落ち着いてまいりまして、先般、岐阜県に出されておりました非常事態宣言も解除となったところでございますが、ただ、終息というわけではございませんので、まだまだ安心するわけにはいかないのですが、ただ、非常事態宣言が解除されたということで、気分的には楽になったのかなというように</p>

は感じておるところでございます。そんな中、現在、町におきましても、ワクチン接種を実施しているわけですが、やはり、全員にワクチン接種が行き届くには、まだまだ時間がかかるのかなというように感じているところでございます。そんな中、いよいよ、オリンピック、パラリンピックと大きなイベントが開催されるということで、新型コロナにつきましては、まだまだ予断を許さないなというように感じているところでございます。皆様におかれましても、感染には十分に注意していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

さて、当垂井町の巡回バスでございますけれども、今年の7月に、当協議会で見直し計画のご了承をいただきまして、それに基づきまして、10月から新ルート、また、新バス停をもって運行を始めておるわけでございます。今のところ順調に運行しているというように理解をしているところでございます。今後も、利用者様の要望、また、ご意見等、真摯に受け止めまして、さらに、住民の方によりよいシステムとなるよう改善を進めながら、取り組んで参りたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

そこで、本日の会議でございますが、お手元のレジメを見ていただきますとおり、議事については4件、報告事項が1件ございます。皆様に慎重審議をお願いしたいと思うところでございます。このレジメに基づきまして進めさせていただきますけれども、その都度、忌憚ないご意見いただければと思っております。よろしくお願い致します。

なお、会議につきましては、コロナということで、できるだけ長時間にならないよう、短時間で終了していきたいと思っておりますので、議事のスムーズな進行にご協力をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

大変お忙しい中ではございますが、どうぞ最後までよろしくお願い致します。

#### 【事務局長】

ここで、本日の会議の出席者数について、ご報告させていただきます。15名の委員のうち、代理出席の方を含め、14名の方にご出席をいただいております。本会議が成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、次第の二つ目の議事及び三つ目の報告事項に入りたいと思っております。

本会議は、設置要綱第4条第1項により、会長が議長を務めることとなっております。片岡会長よろしくお願い申し上げます。

**【会長】**

それでは、議事に入らせていただきます。

一つ目の「活性化法法定協議会の設置について」、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

失礼ながら座って説明をさせていただきます。最初に配付資料の確認をさせていただきます。会議次第、配席図、委員名簿の他に、資料1から資料4まで、その他に中部運輸局が作成された地域公共交通会議の解説がかかれたり一フレットでございます。こちらは参考としてください。

それでは、議事の(1)につきまして、まずは資料1の4枚目のカラーの国の資料をご覧ください。現在の垂井町地域公共交通会議は、こちらの資料の左側の道路運送法に基づく地域公共交通会議と右側の補助金交付要綱に基づく、いわゆる補助金協議会を併せ持つ会議として位置付けられています。

令和2年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正と、今年4月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正により、補助制度が変更となりました。

新たな補助制度としては、資料の中央の地域公共交通活性化再生法に基づく協議会、いわゆる活性化法法定協議会において、協議が整った地域公共交通計画の策定が補助要件となりました。次の次のページ、見直しの方向性③をご覧ください。毎年度策定しています生活交通確保維持改善計画は、地域公共交通計画とその別紙という形式で記載する事項に位置付けられることとなります。なお、移行期間としましては令和6年度末となっています。

よって、現在の垂井町地域公共交通会議に活性化法法定協議会の機能を持たせる必要がでてきましたので、今回、協議をさせていただきます。それでは、資料1の1枚目にお戻りください。具体的には、設置要綱の第1条の目的の規定において、上から4行目に根拠法として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を加え、下から4行目に垂井町地域公共交通計画を加えることによって、活性化法による法定協議会と位置付けることとなります。私からの説明は以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございます。

ただいま、事務局の方から内容について説明がございました。  
ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願い致します。

ございませんか。

ないようですので、それでは、採決に入らせていただきたいと思います。

「活性化法定協議会の設置」につきまして、協議会を法定化することについて、皆さまのご同意をいただけますでしょうか。

#### 【委員】

異議なし

#### 【会長】

ありがとうございます。

異議なしというお言葉でございました。

「活性化法定協議会の設置」につきましては、協議会の法定化を進めさせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、今年10月からの国庫補助事業を申請するために必要となっております。二つめの議事でございます「令和4年度生活交通確保維持改善計画について」と、次の三つめの議事になります「自家用有償運送の変更登録申請について」は、関連がありますので、併せて事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、先に議事の(3)を説明させていただきます。資料3をご覧ください。こちらの方は、2路線におけるヨシヅヤのバス停周辺のルートの変更でございます。こちらの方は、利用者さんからヨシヅヤ駐車場内を巡回バスがぐるぐる走るの危険なので、バス停を店先から移動してほしいという要望がございました。

2枚目をご覧ください。今年の2月にヨシヅヤのバス停に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、3つの回答が拮抗しており、現在のバス停から移動してほしいというニーズは得られませんでした。よって、バス停の移動はなく、ヨシヅヤの敷地内のルートを見直すこととしました。1ページ目をご覧ください。垂井・宮代・表佐線でございます。現行はヨシヅヤさんの

東の駐車場入口から侵入するルートを上側の入口から侵入するルートに変更し、敷地内を走るルートを短くいたしました。次、2ページ目をご覧ください。栗原・表佐・東線です。こちらも同様のルート変更でございます。なお、ヨシヅヤさんには確認をし、了承を得ております。変更日は10月1日からの予定でございます。議事の(3)の説明は以上でございます。

続きまして、次に議事の(2)の説明をいたします。資料2の、まずは後ろから2ページ目の国のカラーの資料をご覧ください。本町の巡回バスは、国の地域公共交通確保維持事業の陸上交通：地域内フィーダー系統補助という補助を受けて、運行をしております。

資料の右下の(2)交通不便地域の、②交通不便地域として、地方運輸局長等が指定する地域フィーダー系統に該当しております。この国の補助を受けるために生活交通確保維持改善計画を策定するものでございます。参考に地域内フィーダー系統というのは、当町の巡回バスが地域間交通ネットワークであるJR東海道本線の垂井駅と接続する系統ということでございます。

それでは、最初のページにお戻りください。令和4年度の計画でございます。期間としましては、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとなっております。

表紙の裏側、2ページ目をご覧ください。1の地域公共交通確保維持事業にかかる目的、必要性につきましては、一番下の段落にございますように、本計画における町巡回バスについては、JR垂井駅で接続しているほか、私的な公共施設、病院、商業施設を経由するなど、利用者ニーズに沿った路線となっております。高齢者を中心としたマイカーを利用することができないような住民が、日常生活を送るためにきわめて重要な手段となっております。これらの路線について維持可能な運行を維持していくために、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、持続的にサービスを提供できる公共交通を目指していきます。

次に、3ページ目をご覧ください。地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果でございますが、(1)事業の目標では、一日当たりの平均乗車人数として増加を見込むとともに、費用対効果の数値目標としては現状のままおさえしていくというような目標を設定しております。続いて、4ページ目でございます。(2)事業の効果としましては、交通不便地域の高齢者など交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保され、より活発な地域間交流及び社会参加の機会を促進し、地域活性化につなげていきたいと考えております。

次に3の2の目標を達成するために行う事業及び実施主体でございます。主なものとして①につきましては、こども園の園児が描いた絵や不破高生の活動内容を掲示するなど、バス内のコミュニティスペースにより、住民の乗車機会の拡大につながるように車内掲示を行います。③につきましては、巡回バスの広告の掲示方法などを充実させ、自主財源の確保を図ります。

次に4の地域公共交通確保維持事業により運行確保を維持する運行システムの概要及び運行予定者につきましては、表1を添付しております。2枚めくっていただきまして、次のA4横長の表1をご覧ください。運行予定者は、垂井町でございます。各路線におけます運行系統、キロ数、日数、運行回数等を記載しており、先ほどのヨシヅヤのルート変更も反映したものとなっています。このうち地域内フィーダー系統の基準適合ということで、右の方の基準ハに該当する要件②(2)につきましては、交通不便地域として指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統であるということで、補助金の基準に適合していることとなります。また、一番右側の基準ホに該当する要件、③につきましては、前年度補助対象期間から生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているものということで、こちらも補助金の要件に適合しているものでございます。添付書類としましては、次にA3の路線図を付けております。

それでは5ページにお戻りください。12の地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要につきましては、今度は表5を添付しておりますので、すみませんが、ページを何枚かめくっていただきまして、先ほどのA3のカラーの路線図の次のページ、表5を添付しております。そちらの方をご覧ください。人口集中地区以外の人口は、平成27年度の国勢調査ベースで14,333人ですが、こちらの方は、令和2年度の国勢調査の確定値が出れば差し替えることとなります。交通不便地域等の人口につきましては、11,418人で局長指定により前年度末の住民基本台帳ベースとなっております。その次には、その内訳を記載しています。添付書類としまして、次に人口集中地区図面を付けております。赤で示してありますのが人口集中地区で、それ以外が人口集中地区以外というところとなります。次の書類が、交通不便地域で、鉄道駅等のからの1キロ円を外した濃い赤いところが、交通不便地域となります。

それでは5ページにお戻りください。17の協議会の開催状況と主な議論につきましては、平成26年度からの開催状況を記載しております。次の次の7

ページ目をご覧ください。本日の開催までを記載しております。コロナの関係で昨年度などは一部、書面開催としております。

最後に18の利用者等の意見の反映状況につきましては、今までも利用者のアンケートやヒアリングなどを実施し、意見を聞きながら運行に努めてまいりました。今後におきましても、さまざまな機会を通じ、利用者の意見などを聴きながら、サービスの向上にも努めてまいりたいと考えております。

生活交通確保維持改善計画については、以上でございますが、最後のページをご覧ください。参考までに令和2年度の実績一覧表を添付しております。右下の方に、1日の平均利用者数は、平成26年度の旧路線の数値は、今現在は上回ってはおりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるかと思われます。今後とも感染防止対策に努めながら適正な巡回バスを運行してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。私の方からの説明は以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がございました。

内容等につきまして、ご意見、ご質問、ございましたら、よろしくお願い致します。

#### 【委員】

はい。二つほど。3ページをご覧いただきたいと思います。

3ページの中程に、一日当たりの平均乗車人数、その下に事業年度各年10月から翌年9月ということで、通常の年度とは半年ほどずれております。これは、予算の会計年度と、どのような整合をとっていくのか。それが一つ。というのは、令和3年度の垂井町の予算案では、公共交通に際する予算案が出ておりますね。これが3年度ですから、決算が3月31日になる予定で、その辺の整合性をどうするかということと、一日当たりの平均乗車人数の令和6事業年度が一番下、合計194.3人を目標としておりますね。それに関わって、その次の表の一人当たりの運行経費の914円。利用者数が増えているにも関わらず、ここは914円がずっと、4、5、6年度と同じ金額になっておりますね。当然、ここは、少しは目標としては下がるのではないか。もちろん、経費等もあるでしょうけども、同じ数字が入っているのはどういうことか。この2点、お願い致します。

**【事務局】**

今、ご質問いただいた最初の方の決算と年度のずれということでございませけれども、こちらの計画の方につきましては、どうしても、事業年度が10月から9月というような時期になりますので、その数値に併せて数字の方を記載しております。また、町の予算執行としては、当然、年度単位となりますので、年度末の決算額の数字とこちらの計画の平均乗車数については、当然ずれは出てくると思いますけれども、そういう形でご理解をいただきたいと思ひます。

**【委員】**

繰越するということですか。

**【事務局：久保田】**

繰越ではございません。

町の会計の執行とこちらの計画は、別と考えていただいていいと思ひます。

予算執行としては、契約の単位などの執行は、当然、年度単位ですけれども、計画の方は、それを10月から9月の方に置き換えて、計算をしておりますので、そこは別ものと考えていただいて、ご理解いただきたいと思ひます。次の目標数値ですけれども、たしかにおっしゃるとおりではございませけれども、費用対効果の数値は抑えたいというのが正直ございませ。6年度までの目標の設定の仕方としては、とりあえず、利用者は伸びるけれども、費用対効果は現状にせめて抑えたいということがありまして、設定させていただいております。また、おっしゃられるように、当然、利用者が伸びると同時に経費も増えてくることも想定されますので、そういったことも加味して、現状維持で抑えたいというのが目標値の設定の考え方でございませ。その点でご理解をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

**【委員】**

それと、もう1点、関連しますが、総予算が2700万円くらい計上されておりますね。国の助成、これは、おそらく、過去の29年度の国庫の予算が380万円くらいの金額があがっています。それが今300万円ということで、減ってきています。昨年も300万円ですね。それが、国庫の方が減額してきた、ということでもいいのか。29年か28年くらい、ちょっと予算書を見たんですが、380万円でした、国の助成金が。それが、今年度が、昨年度もそうでしたけれども、300万円ですね。減ったと言うことが問題ではないかというように思ひます。



**【事務局】**

令和2年度の実績の数値が手元にありますが、令和2年度の決算額は、国庫補助は600万円です。

**【委員】**

計算式がありますね。交通不便地域の人数×120円×0.7+200万という計算式です。上限が300万円でしたね。昨年7月にもらった資料。だから、減ったのかなと思いました。

**【事務局】**

令和2年度に関しましては、国の上限額に変更がありまして、上限額が上がっております。その関係で、2年度の実績としては600万円でございます。

**【委員】**

今年度は、300万円ですよ。

**【事務局】**

今年度は、国の方がまだ出しておりません。

**【事務局長】**

今年度の予算額につきましては、303万円、約300万円計上しております。

**【委員】**

そうですね。昨年もそれくらいですよ。

**【事務局：久保田】**

昨年の決算の実績600万円です。年度末くらいに、国の基準が変更になりまして、実際は上がった状態になっております。ただ、今年度の予算を作成する段階では、そのことがまだ分かっておりませんでしたので、300万円を予算計上の方はされております。

**【委員】**

それは、なぜ増えたのですか。

**【事務局】**

国の上限額が上がったので、入が増えたという形になります。  
今年度がどうなるかはまだ分かりません。

**【委員】**

増える可能性はあるのですか。

**【事務局】**

何とも分かりません。

**【会長】**

よろしいでしょうか。

他にご意見、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。

それでは、ご意見等がないようですので、採決させていただきます。

「令和4年度生活交通確保維持改善計画について」、そして、「自家用有償運送の変更登録申請」につきましては、岐阜運輸支局へ提出することについて、皆さまのご同意をいただけますでしょうか。

**【委員】**

異議なし

**【会長】**

ありがとうございます。

意義がないとのことで、岐阜運輸支局へ提出させていただきます。

続きまして、「6か月定期券制度の導入について」、事務局から説明をお願い致します。

**【事務局】**

それでは、資料4をご覧ください。現在のバス定期券は、1か月と3か月のものがございます。6か月定期券につきましては、利用者からの要望があることと、町地域公共交通計画にも6か月定期券の新規実施について記載がございますので、今回、令和4年4月1日からの導入に向けて進めていきたいと考えております。また、長期の定期券となることから1月単位の払戻し制度も併せて検討していきたいと思っております。説明としては以上でございます。

**【会長】**

はい、ありがとうございます。  
ただいま、事務局の方から説明ございました。  
ご意見、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。

それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

「6か月定期券制度の導入」につきまして、皆さまのご同意をいただけますでしょうか。

**【委員】**

異議なし

**【会長】**

ありがとうございます。

ご異論もないということで、「6か月定期券制度の導入」につきましては、導入を進めさせていただきますので、よろしく願いたします。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

「活性化法法定地域公共交通計画の策定について」、事務局より説明をお願い致します。

**【事務局】**

先ほどの議事（1）活性化法法定協議会の設置についてと関連しております。先ほどご説明させていただきました新たな補助制度において、法定協議会にて協議が整った地域公共交通計画の策定が必須となりました。よって、現在の垂井町地域公共交通計画を地域公共交通活性化再生法に基づく計画へと移行する必要があるがございます。なお、この移行時期につきましては、現在の計画を法定計画へ修正するのか、また、次期計画の策定に併せて策定するかは、今後検討していきたいと考えておりますので、こういった経緯ということでよろしく願いたします。以上でございます。

**【会長】**

ただ今、事務局より説明のありました内容につきまして、ご質問等ございましたら、よろしく願致します。

**【委員】**

今、説明いただいた地域公共交通計画ですが、策定期間は、特に決まりがないということでしょうか。

**【事務局】**

移行の期間が令和6年度末までに、という猶予期間がございますので、この期間中において、移行について検討していきたいと考えております。

**【会長】**

その他、ご質問、ご意見等ございませんか。

よろしいですか。

ないようですので、報告事項については、これで終了させていただきます。

以上をもちまして、本日予定していました会議内容は全て終了でございます。

本日、皆様から頂戴致しましたご意見を参考にいたしまして、垂井町の公共交通行政を進めて参りたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。皆様のご協力のおかげでスムーズに進めさせていただきました。早く終了しましたこと感謝申し上げます。事務局へお返しします。よろしくお願い致します。

**【事務局長】**

慎重審議、どうもありがとうございました。

ご意見等、再度確認させていただきながら、まだ事業の方進めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

「その他」でございます。せっかくの機会でございます。何かご質問等、ご要望等ございましたらお聞き致しますので、よろしくお願い致します。

**【委員】**

要望ですが、養老・垂井線がすごく過密状態です。スマートインターが出来たので、養老・垂井線がすごく混んでいます。そのために、ミニストップから西に上がって、垂井警察署の前まで、大型トレーラーや大型トラックの通行量が多いです。私の家の近くの橋の上は、東西が見えないので、昼間、大型トラック同士が幅寄せ合って喧嘩しています。それともう一つは、大型トラックが通るたびに、学童の通学に非常に支障をきたしています。子ども見守り隊、私もやっていますが、1回ではすまない。生徒に団体に帰りなさいと言います

が、中には、なかなか従うことができない子もいます。そのために、子ども見守り隊も2回も3回も行かなければならないという状況で、あそこは交通量が多いので、今、垂井警察の交通課の方がおられますので、よく知っておられると思うので、ミニストップから警察署の21号線まで抜ける間、4+以上のトラックの通行止めをしてもらえないかなというように要望したいです。

**【事務局長】**

少し、今日の公共交通会議とは違う趣旨になっておりますけれども、今、ご意見をいただきましたので、その辺につきましては、また精査させていただいて、確認させていただくということによろしいでしょうか。スマートインターもできたということで、養老・垂井線の方も前よりは自動車の通行量が多いというように聞いておりますけれども、そういった支障があるということですので、ご意見だけお聞きするというので、また調査させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

その他、よろしかったでしょうか。

せっかく事業所の方もおみえになっておりますので、何かこういったことでというようなことがございましたら、よろしいでしょうか。

**【委員】**

お世話になっております。これからいろいろ計画を作られる中で、お隣の大垣市の話ですが、垂井町の綾戸を通して、稲葉団地へ行くバスで、垂井町内にバス停ができないかとか、逆にそのバスに垂井町さんはバス停ができないかという話が、いつも話の中で出てきておりますので、ぜひ、今度計画をたてる時のオブザーバーに大垣市さんをいれられると物事がスムーズに進むと思っておりますので、提案させていただきます。

**【事務局長】**

今、言われたのが、稲葉線の話だと思います。10年以上前ですかね、垂井にも一つ、そういったバス停がございまして、大垣駅を発着といいますか、稲葉団地まで往復するというような路線もありました。現在は稲葉団地までということで、垂井地内には停車をしないというようになっておりますけれども、そういった形で要望があるということですので、次回オブザーバーとして大垣市さんということですのでけれども、その辺も確認をさせていただきながら進めさせていただきます。ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

それでは、本日予定をしておりました会議次第、それから、その他の事項、すべて終了いたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

本日は、ご出席どうもありがとうございました。